失踪宣告取消

平成２２年（家）第２９７号
本籍兵庫県宍粟市山崎町東下野215番地、住所兵庫県たつの市揖保川町片島906―123
申立人（失踪者）　谷笹　昌之
昭和20年４月18日生
平成23年３月２日失踪宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所龍野支部裁判所書記官

平成２２年（家）第１２２５８号
本籍秋田県横手市平鹿町浅舞字福田34番地、住所東京都北区王子本町１丁目15番22号
申立人（失踪者）　菅　　義春
昭和28年４月30日生
平成23年３月４日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第３８６２号
本籍大阪市北区大淀南３丁目３番地、住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号笹島寮
申立人（失踪者）　岸本　修二
昭和22年７月10日生
平成23年３月４日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２２年（へ）第４号
兵庫県尼崎市中浜町10番地１
申立人　神鋼鋼線工業株式会社
代表者代表取締役　小南　孝教
申立人代理人弁護士　長野　元貞
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月28日
平成23年３月２日　奈良簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＬ60283
金額　790,913円
支払期日　平成22年11月30日
支払地　大和郡山市
支払場所　株式会社りそな銀行やまと郡山支店
振出日　平成22年７月30日
振出地　奈良県大和郡山市
振出人　酒井伸線株式会社　代表取締役　酒井　久明
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２号
大阪府堺市西区鳳北町９丁６番地
申立人　ファインフーズ株式会社
代表者代表取締役　西村　正彦
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月28日
平成23年３月４日　茨木簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ204050
金額　117,600円
支払期日　平成22年11月30日
支払地　大阪府茨木市
支払場所　株式会社みずほ銀行茨木支店
振出日　平成22年９月10日
振出地　大阪府茨木市
振出人　株式会社吉田　代表取締役　吉田　博信
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第３号
次の申立人６名の申立てによって、別紙目録表示の権利について、公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに権利を届け出る者がなかったので、申立人６名の申立てに基づいて、前記の権利の無効を宣言する。
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野1575番地
申立人　青木清之輔
滋賀県愛知郡愛荘町元持459番地
申立人　浜田　義行
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子759番地
申立人　黒川　芳子
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子774番地
申立人　土田謙太郎
大阪府交野市倉治３丁目13番17号
申立人　山本　幸子
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子741番地
申立人　土田征之丞
権利の届出の終期　平成23年３月３日
平成23年３月４日　彦根簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴地上権設定登記物件の表示
所在　愛知郡愛荘町市字村ノ内
地番　928番５
地目　宅地
地積　996・85㎡
⑵失権すべき地上権設定登記の表示
大津地方法務局彦根支局昭和16年９月８日受付第2722号
原因　昭和16年９月５日設定
存続期間　10年
地上権者　愛知郡愛知川町大字市898番地
近江愛知郡中部米穀商業組合

破産手続における保全管理命令

平成２３年（フ）第３１０２号
東京都港区新橋３丁目16番12号
債務者　海外旅行開発株式会社
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　早川　　学
平成23年３月８日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４号
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目22番地15
債務者　株式会社安河
代表者代表取締役　河合　政彦
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天野　太郎
４　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月30日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１９５号
東京都大田区山王１丁目９番16号
債務者　株式会社山本
代表者代表取締役　山本富士明
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　英明
４　破産債権の届出期間　平成23年４月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７８号
宮城県角田市島田字林28番地の１
債務者　有限会社金津小型運送
代表者代表取締役　赤坂　博志
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　　力
４　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午後２時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
横浜市中区曙町１丁目３番地伊勢佐木ハイタウン218号
債務者　有限会社東海技研
代表者代表取締役　長瀬　忠昭
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大和田治樹
４　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１号
横浜市港北区日吉６丁目９番27号
債務者　有限会社トップギケン
代表者代表取締役　渡辺　眞作
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　克己
４　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係